

## 20 DV・ストーカー被害者など

### 困難な問題を抱える女性等への総合的支援

#### 1 DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援を確実にかつ継続的に行うための法律や制度の改正

##### 【提案内容】

提出先 内閣府、警察庁、厚生労働省

DV・ストーカー被害について、その被害の予防や被害者の安全確保から、被害者が安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく行える体制を構築できるよう、DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法を改正し、国、都道府県、警察、市町村、民間団体等の役割や具体的な連携方法を整理・明確化することにより、三法に規定されている支援施策の連携を図ること。

##### ◆現状・課題

DV・ストーカー被害に対応するための法として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）があるが、各法の所掌範囲や目的が異なっている。

例えば、加害者への対応についてはDV防止法、ストーカー規制法に、被害者の一時保護や自立支援については、女性支援法にその施策の根拠が規定されており、その状況等によって対応する法律が異なる。

しかし、DV・ストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展してしまうおそれがあることから、被害者の置かれた状況に変化が生じた場合であっても、その状況に応じ、適切な支援主体が必要な支援を行える体制整備が不可欠である。

このため、被害者の状況に応じ、被害の予防や被害者の安全確保から、安心して自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを切れ目なく実施できるよう、三法に規定されている支援の実施主体である国、都道府県、市町村、警察、民間団体等の役割や具体的な連携方法を整理・明確化し、適切な支援主体が連携し、必要な支援を切れ目なく行える体制の構築やそのための制度的な位置づけが不可欠である。

##### ◆実現による効果

法律や制度の改正により、各主体が連携して被害者支援及び加害者対応を行うことで、切れ目ないDV・ストーカー被害者への支援を確実にかつ継続的に行い、もって困難な問題を抱える女性等への支援の充実を図ることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## 2 支援体制の強化

**【提案内容】** 提出先 内閣府、警察庁、こども家庭庁、厚生労働省、法務省  
DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への支援が、全国一律の水準で恒久的・安定的に提供可能となるよう、次の措置を講じること。

- (1) DV・ストーカー被害者への支援を充実強化するため、配偶者暴力相談支援センターの運営や、性別に関わらない支援について、必要な法律や制度の改正を行うとともに、地方の実情に合わせて柔軟に対応できるよう、財政措置を行うこと。

### ◆現状・課題

DV・ストーカーについては、性別にかかわらず誰もが被害に遭うおそれがあるが、DV防止法やストーカー規制法では、被害者に対する支援として、女性支援法で規定する一時保護や自立支援等の支援策のスキームが位置付けられており、性別にかかわりない被害者への支援策は乏しいため、必要な法律・制度の整備を行う必要がある。

また、配偶者暴力相談支援センターに対する現在の国庫補助は、地方公共団体の非常勤職員として任用する女性相談支援員の配置に係る費用としての人件費がほとんどを占めており、地方自治体の運営形態によっては、補助を活用できない。今後、相談業務等を民間団体と連携して委託等の運営形態で実施していくにあたり、地方自治体の運営形態にかかわらず、国庫補助の対象とする必要がある。

### ◆実現による効果

DV・ストーカー被害者に対して、性別にかかわらず、全国どこにいても支援の手が差し伸べられるような体制を整えられ、当事者の意思と状況に応じた最適な支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (2) DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等を支援する女性相談支援員について、各地方自治体の対応に必要な人材確保・育成のための配置基準を設け、財政措置を行うこと。

### ◆現状・課題

県が実施した困難な問題を抱える女性への調査では、DV被害者の7割以上が、DVのほかに、生活困窮や家族の問題、心身の不調など、複合的な課題を抱えている状況にあり、DV・ストーカー被害者支援の強化を図るためには、困難な問題を抱える女性等を支援する施策の充実が不可欠である。

DV・ストーカーなど、困難な問題を抱える女性等への支援は、長期にわたり、安定的・継続的に行われる必要があるため、きめ細やかな対応が求められる女性相談支援員の役割は大変重要だが、その配置は、十分ではない。

女性相談支援員の設置は、都道府県には義務付けられているが、市町村は努力義務に留ま

っていることから、全ての市町村において十分な支援を行うことができる体制を整備するため、女性相談支援員の配置基準を設けるなど、配置促進を行う必要がある。併せて、幅広い分野にわたり、専門的な支援を行う女性相談支援員の体制を強化するため、常勤配置を促進する必要がある。

#### ◆実現による効果

地方自治体の支援体制が強化されることにより、DV・ストーカー被害者を含む、女性支援法で拡大された支援対象者の早期対応が可能になるとともに、医学的又は心理学的な支援をはじめ、きめ細かい支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (3) 女性相談支援員や女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターが、切れ目ない支援を実施するため、相談・支援記録や統計データの作成を効率化し、関係機関との連携に資するよう、**国として全国統一のシステムを構築**すること。又は、地方自治体が当該システムを構築できるよう財政措置を講じること。

#### ◆現状・課題

女性支援や配偶者暴力相談支援センターにおいては、DV、生活困窮、子どもの養育、精神的な課題等、多様化、複合化、複雑化していく課題に対応するため、女性支援法の施策のみならず、関連施策との連携、更には他自治体との連携が必須であるが、現在は統一化した相談・支援記録の管理方法が確立されていないため、連携の際の情報共有に時間がかかるうえ、女性相談支援員が記録作成や統計等の事務作業に時間を取られ、相談対応の時間が圧迫されるなど非効率な状況にある。

切れ目のない支援及び最適な支援を提供するためには、他施策及び県内自治体間のみならず都道府県間での広域的な連携、支援ケースの情報共有及び統計データの作成・分析が必要であることから、生活保護等と同様に、個人情報保護が確立された、国として統一的なシステムが必要である。

#### ◆実現による効果

統一的なシステムの導入により、関係機関とスムーズに連携して当事者の意思と状況に応じた最適な支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (4) DV・ストーカー加害者及び被害者を生み出さないため、また、困難な問題を抱える女性等が早期に支援につながるための**教育及び啓発を強化**すること。

#### ◆現状・課題

DV防止法や女性支援法において、関係機関との連携した支援が規定され、支援対象者へのアウトリーチ等、早期発見への取組を進めることも求められており、困難な状況に陥る前からの教育や啓発の強化が必要である。

また、現行の売春防止法では、いわゆる「売る側」だけに罰則がある勧誘罪の対象のみとなっているが、「買う側」には罰則がなく、ゆがんだ罰則の規定により社会的な性搾取が構

造化されていることが問題である。

◆**実現による効果**

教育及び啓発の強化により、困難な状況に陥った際の相談先等が周知され、支援対象者の早期発見につながるるとともに、罰則規定の見直しにより、社会的な構造から困難な問題に陥ることを防ぐことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

### 3 ニーズに応じた多様な支援体制の整備

【**提案内容**】

**提出先** 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱えた女性等が、適切な支援を受けるためには、社会とのつながりを持ちながら自立支援を受ける施設や、在宅での支援を希望する当事者の通所型支援といった、多様なニーズに対応する新たな支援を行う必要がある。

女性支援については、地域の状況に応じた支援が可能となるよう、支援施策への国庫補助要件の多様化及び緩和や、地方自治体が利用しやすい制度改正及び財政措置を行うこと。

また、今後予定されている女性支援法の見直しに向けて、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿の必要性が高い場合と、そうでない場合とのそれぞれの状況に応じた適切な支援を提供できるよう、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和など、女性自立支援施設の在り方について引き続き検討を進めること。

◆**現状・課題**

従来の婦人相談所・婦人保護施設は、入所者と施設の安全を確保するため、所在地を秘匿しているほか、通信機器の使用禁止や施設からの通勤通学ができないなど、DV加害者等からの追及の危険を防ぐルールを設けざるを得なかった。

女性支援法では、困難な問題を抱えた女性が、その意思を尊重されながら、抱えている問題、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが規定されている。

居所の秘匿の必要がない当事者が、社会とのつながりを絶つことなく自立支援を受けることができる施設や、在宅での支援を希望する当事者への通所型支援など、多様な支援体制の整備が求められている。

秘匿の必要性がない者への支援体制については、国庫補助メニューが追加されたが、一時保護所や女性自立支援施設のサテライトとして設置する必要がある、柔軟な支援を提供するノウハウを持つ民間団体と連携する事業には活用できない。多様な受入体制を整え、必要な方に支援が行きわたるようになるためには、国庫補助要件をさらに多様化、弾力化し、柔軟に活用しやすい財政措置が必要である。

また、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、食堂や調理室が必置であるなど

共同生活を前提としたものとなっているため、地方自治体及び社会福祉法人が多用なニーズに柔軟に対応し、地域の実情に合わせた女性自立支援施設を設置可能とするよう基準を見直す必要がある。

◆**実現による効果**

地域の実情に応じて、多様な支援体制を整備することができるようになり、DV・ストーカー被害者など困難を抱える女性等の支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## 4 DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等の支援を行う民間団体への支援

【**提案内容**】

**提出先** 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

DV・ストーカー被害者など困難を抱える女性等の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額と、継続的な財政的支援の充実を図ること。

併せて、民間団体が行う支援を社会福祉法上の社会福祉事業として位置付けるとともに、報酬制度を導入するなど安定的な財政基盤を確保できるよう検討すること。

また、民間団体の支援の質の担保を行うために、一定の基準を設けるとともに、人的に脆弱な民間団体の負担を軽減するため、内閣府と厚生労働省において実施している民間団体向け補助事業の一本化を図り、申請にかかる手続を簡素化すること。

◆**現状・課題**

DV・ストーカー被害など多様な困難を抱えた女性等を支援するためには、柔軟性のある支援や、蓄積された知見などの強みを持つ民間団体との連携が不可欠であるが、一時保護委託料は実績払いであるため、委託者がいない期間の施設維持が団体の自己負担になっている。

また、女性支援事業では、女性自立支援施設のみが社会福祉事業として位置付けられているが、多様で複雑化した困難を抱える当事者の意思を尊重し切れ目ない支援を行うためには、様々な特色を持った民間団体が行う支援（アウトリーチ、相談、居場所の確保、自立支援、ステップハウス、アフターケア等）が必要不可欠であるため、安定した事業実施を支える必要がある。

しかし、民間団体は人的にも財政的にも脆弱な基盤で活動していることから、民間団体の活動の継続性が担保できるよう、制度を構築する必要があるが、民間団体には、利用者の安心・安全を確保するための支援の基準が設けられていないため、団体ごとに支援の質にばらつきや、不明瞭なところもあり、行政として団体の活動内容を明確に判断する基準がない。

さらに、現在、内閣府の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」と厚生労働省の「官民協働等女性支援事業」において民間団体への補助事業が可能であるが、女性支援を行う民間団体の多くはDV被害者支援を併せて行っており、多くの団体は小規模で事務作業を行う

人員が不足し、複数の補助金の申請にかかる事務作業により支援に割く時間が削られるなど、大きな負担となっている。

#### ◆実現による効果

民間団体の社会的基盤が強化され、団体への財政的支援が充実し、補助金申請に関する事務が軽減されることにより、困難を抱える女性等へのきめ細かい支援の充実が安定的に図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## 5 一時保護期間中の医療制度の整備

### 【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

一時保護期間中の医療費について、生活保護の申請中等であっても速やかに医療を受けられる制度を整備し、必要な財政的措置を講じること。

#### ◆現状・課題

DV・ストーカーなど困難な問題を抱える女性等への支援においては、医療との連携は不可欠である。しかし、DV被害者等は加害者からの追及の危険があり、加害者が健康保険の加入者で、被害者がその被扶養者であることが多い。健康保険組合の手続で加入者に情報が漏れないようにする制度があるとはいえ、保険者にその制度が浸透しているとは言えない。

全国では加害者に健康保険情報を誤送付する事例が例年のように発生し、令和7年においてもある自治体において被害者の健康保険情報が加害者に漏洩し、転居を余儀なくされた事案が発生した。こうした状況では、一時保護中に健康保険証を使用して受診することで加害者に居場所などの情報が漏れるおそれがある。

現状、生活保護医療扶助を活用するほかないが、生活保護決定までに時間がかかる場合や、在留資格の内容によって生活保護が適用されない外国人など、受診に支障が生じている。

一時保護中にかかる医療費については、シェルターが通過施設であること等を鑑み、一時保護の期間は安心して必要な医療を受けられるよう新たな制度が必要である。

また、一時保護所としての秘匿性を保持するため、近隣外部の医療機関に行き受診することが困難な状況も多く、これに対しては医療機関による一時保護所への往診等が有効であると考えられるが、往復時の負担や、一時保護所との連絡調整の負担が生じるため、応じてくれる医療機関は少ない。そこで、一時保護所利用者への往診対応が可能な医療機関に対し、診療報酬上も介護保険施設等に往診した際に認められる加算（介護保険施設等連携往診加算）と同様の制度を創設することで、一時保護中であっても必要な医療を安心安全に受けられるような仕組みを構築する必要がある。

#### ◆実現による効果

一時保護中であっても、安心して医療受診をすることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## 6 DV・ストーカー加害者への対応

### 【提案内容】

提出先 内閣府、警察庁、厚生労働省

DV・ストーカー被害者支援のための加害者対応を強化するため、配偶者暴力加害者プログラムの有効性を検証し、ストーカー加害者も対象に含めた新たなプログラムの作成を検討すること。

また、加害者プログラムの実施専門機関や人材確保のための予算措置を行うとともに、DV・ストーカー加害者の再発防止に向けた、プログラム受講や医療受診を義務付ける等、法整備を検討すること。

#### ◆現状・課題

DV・ストーカー被害者の安全を確保し、暴力がない生活を実現するためには、保護等による被害者に対する支援のみでなく、加害者本人の課題を踏まえた再発防止などに取り組むことが大変重要である。

また、加害者の多くは、自分の言動に自覚なく加害している場合が多く、自らの暴力に自覚のない加害者を教育プログラムや医療につなぐ難しさがある現状と、教育プログラムや加害者の治療を行う医療機関につなぐ仕組みがないことが、大きな課題である。

#### ◆実現による効果

被害者目線に立ったDV・ストーカー加害者への対応の仕組みができることにより、被害者の安心した暮らしの実現につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)